

随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約職等の氏名、部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
独立行政法人会計システム運用支援業務 任意	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原 1 番地 6	平成30年04月02日	(株) N T T データ・アイ 東京都新宿区揚場町 1 番 18号	2011101056358	本業務は、当所の会計事務処理を行うため、既に購入のうえ使用している「会計ソフトウェア（会計基本システム、資産等管理システムを含む。）」（以下「会計ソフトウェア」という。）を運用するにあたって、会計ソフトウェア及び会計システム用サーバの保守・管理に関する運用支援を行うものである。 左記業者は、会計ソフトウェアを設計、開発するとともに会計ソフトウェアの著作権を有している。また、業務内容に係る会計ソフトウェアの情報は公表されておらず、本業務を遂行するために必要な情報を有している唯一の業者である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第 4 項第 1 号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第 1 項第 2 号トの規定により、左記業者と随意契約するものである。	9,309,600	8,856,000	95.1%					
平成30年度会計監査 国立研究開発法人土木研究所、国立研究 開発法人土木研究所寒地土木研究所及び 任意	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原 1 番地 6	平成30年12月13日	太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂 1 丁目 2 番 7 号	4010405002470	独立行政法人通則法第39条の規定により、当所は会計監査人による財務諸表等の監査を受けなければならない。 左記の太陽有限責任監査法人は、独立行政法人通則法第40条の規定により国土交通大臣が選任した会計監査人である。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第 4 項第 1 号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第 1 項第 1 号イの規定に基づき、左記法人と随意契約を行うものである。	6,415,200	6,415,200	100.0%					
盛土実験施設降雨装置改修 国立研究開発法人土木研究所 盛土実験 施設	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原 1 番地 6	平成31年02月12日	荏原商事（株）関東支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4 丁目247番地	2010001062813	盛土実験施設降雨装置（以下「本装置」という。）は、当研究所の盛土に対する降雨実験をするために必要な機能を備えており、株式会社荏原製作所（以下「製造者」という。）が独自に管理保有している技術を基に設計・開発・製作・納入したものである。 本装置の降雨量は、降雨装置制御盤で制御されており、本業務において行う降雨量測定結果による誤差が許容範囲を超えた場合の降雨量調整と既設降雨装置の降雨量能力アップの設定にあたっては、制御プログラムの変更が必要であるため、製造者のみが保有する技術が必要である。また、製造者以外には、 1）製造者が保持する降雨量調整及び降雨量設定プログラムの著作権者人格権等に抵触せずに本業務の履行が可能であること、 2）本装置に係る性能検査・試験等が可能であること、3）発注者からの本装置に関する問い合わせに対応できることなどの条件を満たす者がいないと判断されることから、上記製造者を契約の相手方とする契約手続を行う予定とした。 今般、製造者以外の者で応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、上記製造者が本業務を遂行できる唯一の者であると確認された。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第 4 項第 1 号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第 1 項第 2 号二の規定により、上記製造者と随意契約を行うものである。 なお、製造者より、今後発注される「盛土実験施設降雨装置」の修繕、改修、改造に関する契約手続きを荏原商事株式会社関東支社が担当する旨の通知があったため、荏原商事株式会社関東支社を契約の相手方とするものである。	6,480,000	6,156,000	95.0%					
H30 30MN大型構造部材万能試験機耐圧盤 台車修理 国立研究開発法人土木研究所 構造物実 験施設	契約職 国立研究開発法人土木研究所 理事長 西川 和廣 茨城県つくば市南原 1 番地 6	平成31年02月14日	(株) 島津製作所 つくば支店 茨城県つくば市吾妻 3 丁目17- 1	6130001021068	本業務は、国立研究開発法人土木研究所構造物実験施設における30MN大型構造部材万能試験機（以下「本試験機」という。）を構成する各種装置のうち、圧縮試験用の耐圧盤台車及び曲げ試験用の曲げ台車の修理を行い、各種配管からの油漏れの改善を図るものである。 本試験機は、当所の研究目的を達成するために必要な機能を備えており、株式会社島津製作所（以下「特定法人」という。）が独自に管理保有している技術を基に設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において特定法人が有する技術的ノウハウが多数使用されており、修理にあたっては特定法人のみが保有する技術が必要である。また、特定法人以外には、1）本試験機に係る性能検査・試験等が可能であること、2）当所からの本試験機に関する問い合わせに対応できることなどの条件を満たす者がいないと判断されることから、上記特定法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定とした。 今般、上記特定法人以外の者で、応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、上記特定法人が本業務を遂行できる唯一の者であると確認された。 よって、国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第 4 項第 1 号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第 1 項第 2 号二の規定により、上記特定法人と随意契約を行うものである。	8,424,000	8,424,000	100.0%					